別表十(六)
18欄、33欄、38欄、43欄及び48欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十(六)
平二十二・四・一以後終了事業年度分

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

Ⅰ 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

譲	公共事業者の名称	1	
		2	
		3	
		4	
		5	
	特別控除に係る交換取得資産の価額	6	
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7	

円

控除額の計算	特別控除残額 5,000万円 － (16)	17	
	特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額)	18	

Ⅱ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

	特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 ・ ・)
	取得した対価の額	21	円
譲渡費の額の計算	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	26	
	差引譲渡経費の額 (25) － (26)	27	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	
	1,500万円 － (34)	35	
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定に係る1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
	特別控除残額 5,000万円 － (36)	37	
	特別控除額 ((28)、(35)と(37)のうち少ない金額)	38	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	
	800万円 － (39)	40	
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定に係る1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41	
	特別控除残額 5,000万円 － (41)	42	
	特別控除額 ((28)、(40)と(42)のうち少ない金額)	43	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の長期所有土地等の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44	
	1,000万円 － (44)	45	
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定に係る1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46	
	特別控除残額 5,000万円 － (46)	47	
	特別控除額 ((28)、(45)と(47)のうち少ない金額)	48	
控除額の計算	特別控除残額 5,000万円 － (31)	32	
	特別控除額 ((28)、(30)と(32)のうち少ない金額)	33	

法 0301－1006

18欄

収用換地等の場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の2第1項」、「第2項」又は「第7項」※
②区分番号に、「00217」
③適用額欄に、当該別表十(六)18欄の金額(円単位)を記載してください

※「第65条の2第1項」
収用換地等により特別控除の適用を受ける場合
※「第65条の2第2項」
換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合
※「第65条の2第7項」
特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合

38欄

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の4第1項」
②区分番号に、「00219」
③適用額欄に、当該別表十(六)38欄の金額(円単位)を記載してください

43欄

農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の5第1項」
②区分番号に、「00220」
③適用額欄に、当該別表十(六)43欄の金額(円単位)を記載してください

48欄

特定の長期所有土地等の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の5の2第1項」
②区分番号に、「00221」
③適用額欄に、当該別表十(六)48欄の金額(円単位)を記載してください

33欄

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の3第1項」
②区分番号に、「00218」
③適用額欄に、当該別表十(六)33欄の金額(円単位)を記載してください